

令和 8 年第 8 回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和 8 年 5 月 26 日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2 階 庁議室	
開 会 日 時		令和 8 年 5 月 26 日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和 8 年 5 月 26 日 午前10時40分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
		長谷川 博 一	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善	
	委 員	成 澤 幸 恵	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 井 上 哲 平 生涯学習課長 車 塚 洋 給食センター所長 本 間 美 和 厚岸情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希	
	その他の者		

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	議案第30号	湖南地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第31号	湖北地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第32号	太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
6	議案第33号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について【原案可決】
7	議案第34号	厚岸町青少年育成センター設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
8	議案第35号	厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について【原案可決】
9	議案第36号	厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第37号	厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
10	議案第38号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
11		閉会

令和8年第8回厚岸町教育委員会

令和8年5月26日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和8年第8回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、5月26日の1日間としてよろしいですか。

●教育長 それでは、会期を本日5月26日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和8年4月28日に開会した第7回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、成澤委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第30号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」、議案第31号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第32号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。

●教育長 職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました

議案第30号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」、議案第32号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第32号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」をその提案理由と内容を3件一括して、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、

厚岸町学校運営協議会を設置することにより、学校と保護者、地域住民等の信頼関係を深め、一体となって学校運営及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的として、学校運営協議会を設置しております。

前委員は、令和8年3月31日をもって任期が満了となりましたので、厚岸町学校運営協議会規則第8条の規定により新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに、湖南地区学校運営協議会委員の任命についてであります。

湖南地区は、厚岸小学校と厚岸中学校の2つの学校で1つの協議会を設置するものであります。

区分、生年月日、住所は記載のとおりとなっておりますので省略をさせていただきます。

氏名であります。越野麻美さん、河越直樹さん、川口宏二さん、長崎朝吾さん、福原通雄さん、森脇智亮さん、上杉康志さん、柴田耕一郎さん、千葉由起子さんの9人であ

●管理課長 ります。

議案書 2 ページをご覧ください。

次に、湖北地区学校運営協議会委員の任命についてであります。

湖北地区は、真龍小学校と真龍中学校の 2 つの学校で 1 つの協議会を設置するものであります。

区分、生年月日、住所は記載のとおりとなっておりますので省略をさせていただきます。

氏名、薩田翔悟さん、田海祐一郎さん、佐藤暁慎さん、加藤孝克さん、池田多佳子さん、金橋康裕さん、瀬谷一志、林桂介さん、小笠原慎吾さん、佐藤リナさん、小坂実顕さんの 11 人であります。

議案書 3 ページをご覧ください。

太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命についてであります。

太田・片無去地区は、太田小学校と太田中学校の 2 つの学校で 1 つの協議会を設置するものであります。

区分、生年月日、住所は記載のとおりとなっておりますので省略をさせていただきます。

氏名、八木友明さん、佐々木 操さん、江端満さん、小田桐重一さん、櫻井唯博（ただひろ）さん、齋藤泰広、瀬川英二さん、村田晴美さんの 8 人であります。

任期は、3 つの運営協議会ともに、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの、2 年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、

議案第 30 号から議案第 32 号のご説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●管理課長 ます。

●教育長 内容は「湖南地区学校運営協議会委員、湖北地区学校運営協議会委員及び太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第6、議案第33号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●指導室長 ただ今上程いただきました、議案第33号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」、その内容についてご説明申し上げます。

議案書4ページ、5ページをご覧ください。

厚岸町環境教育推進委員会は、平成8年度に設置され、厚岸町の環境教育の推進を担ってきております。委員につきましては、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第3条の規定により、学校等教育関係者、識見を有する者、厚岸町役場職員、厚岸町教育委員会職員及び地元産業関係者で構成されており、令和8年3月31日をもって任期満了となっ

●指導室長 たことから、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

厚岸町環境教育推進委員会委員に委嘱しようとする者の氏名であります。なお、所属団体等は記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

まず、1号委員である学校等教育関係者に該当する委員は9名となっております。

河合香享氏、梅村聡子氏、岩泉春佳氏、縣泰伸氏、鎌谷涼子氏の5名は新任、大槻奈緒子氏、川村菜々子氏、千葉太郎氏、坂口智哉氏の4名は再任です。

次に、2号委員である識見を有する者に該当する委員は8名です。

室崎正之氏、仲岡雅裕氏、遠田城義氏、久保一將氏、柿崎多佳子氏、神聖悟氏、杉田尚美氏の7名は再任、古巻翔平氏は新任です。

次に、3号委員である厚岸町役場職員に該当する委員は3名です。

江上圭氏、澁谷辰生氏、吉田直史氏はいずれも再任です。

次に、4号委員である厚岸町教育委員会職員に該当する委員は3名です。

諸井公氏、車塚洋氏の2名は再任、私、井上哲平は新任です。

次に、5号委員である地元産業関係者に該当する委員は4名です。

斉藤恵理香氏は新任、松田浩昭氏、堀陽子氏、蔵谷喜之氏はいずれも再任となっております。

委員全体では、27名を委嘱しようとするものであります。

●指導室長 す。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第33号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第7、議案第34号「厚岸町青少年育成センター設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 課長 ただいま上程いただきました議案第34号「厚岸町青少年育成センター設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由を申し上げます。

議案書 6ページをお開き願います。

●生涯学習
課長

本要綱は、生涯学習課が所管しております、厚岸町青少年育成センターについて、青少年の健全育成を図り、適切な指導援助を講ずるため、情報の収集や提供、そして、関係機関及び団体の連絡、協調を図りながら、総合的かつ効果的な活動を推進する目的をもって設置することを定めております。

同要綱において、同センターに専任補導員を置くことが明示されており、これまで「学校職員」、「少年補導員」及び「民間関係協力者」の3つの区分からそれぞれ人選、委嘱することとなっておりましたが、実情に即して、「学校職員」並びに「少年補導員」から委嘱することとし、また、任期の期間を、「少年補導員」については、これまで「委嘱中」としていたものを、他の公職の任期と照らし合わせて「2年」に改めたく、本案を提出するものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしております、議案第34号説明資料「厚岸町青少年育成センター設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」により、ご説明申し上げます。

第6条第1項において、第3号「民間関係協力者」を削除するものであります。

これは、これまで専任補導員として「民間関係協力者」の委嘱実績がないことを踏まえ、現行の運用に併せた委嘱区分とするために「民間関係協力者」を削除いたしたく、改正するものであります。

次に、同条第2項第2号の「委嘱中」を「2年」に改め、同条同項第3号を削除するものであります。

これは、これまで専任補導員として「少年補導員」の委

●生涯学習 嘱の任期を「委嘱中」としていたものを、他の公職の任期
課長 に併せ、「2年」に改めるとともに、前条3号において
「民間関係協力者」を削除したことに伴う任期の規定を削除するための改正であります。

「附則」であります。

この訓令は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町青少年育成センター設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。これから質疑を行います。

●田辺委員 参考までにお聞かせ願いたいのですが、今回の改正で専任補導員を委嘱中から2年に変えました。これは理解するんですが、参考までに厚岸警察署の少年補導員の任期はどうなっているのでしょうか。

●生涯学習 警察署の少年補導員の任期は、3年になっています。今
課長 までの規則の規定が、専任補導員の任期中には委嘱するという規定になっておりました。

●田辺委員 それでは、うちの少年補導員の任期が2年で、警察署の少年が3年だと合わなくなると思いますが、例えば、警察署の少年補導員が任期途中で辞められた場合、都度委嘱を行うとのことよろしいですか。

●生涯学習 課長 ただ今のご質問ですが、任期途中で委員が交代になった場合には、都度、情報をいただいて次の人に引継ぎ、残任期間として委嘱をしたいと考えております。

●田辺委員 再度、教育委員会で在任期間を委嘱していくということですね。

●生涯学習 課長 ご認識のとおりです。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第8、議案第35号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」を議題といたします。

●教育長 職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 課長 ただ今、上程いただきました、議案第35号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

●生涯学習 議案書、7ページをご覧ください。

課長

厚岸町青少年育成センター専任補導員は、厚岸町青少年育成センター設置要綱第6条第1項の規定により、教育委員会が委嘱しておりますが、令和7年度に委嘱した専任補導員が、令和8年3月31日をもって任期満了となったことから、同規定により、新たに専任補導員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

専任補導員は、厚岸町青少年育成センター職員とともに、お祭りなど、多くの人出が予想される催し物等において、特別巡視補導などを行う補導員であります。

1、氏名等であります。氏名のみ読上げさせていただきます。生年月日につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。区分、学校職員であります。中島崇太氏、熊谷なおみ氏、いずれも新任で、所属は厚岸小学校、津野佑太氏、新任、松村敏樹氏、再任で、所属はいずれも真龍小学校、吉野祐介氏、谷田奏氏、いずれも新任で、所属は厚岸中学校、千葉太郎氏、再任、笠原敬子氏、新任で、所属はいずれも真龍中学校、小山暢彦氏、坂口智哉氏、いずれも新任で、所属は厚岸翔洋高等学校になります。

続きまして、区分、少年補導員であります。

濱秀利氏、伊藤秀人氏、池田多佳子氏、鹿野眞裕氏、小松勇二氏、中川清志氏、岩城知寛氏、米内山紘輝氏、清野佳代氏、田畑圭悟氏、蔵谷喜之氏、岩田瞳氏、小川真一氏、砂子郁代氏、いずれも新任で、所属は厚岸警察署少年補導員連絡協議会であります。

2、任期であります。区分、学校職員の専任補導員につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●生涯学習 課長 の1年間であります。区分、少年補導員の専任補導員につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間であります。

以上、簡単な説明ではありますが、議案第35号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第9、議案第36号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び議案第37号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」は一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第36号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び、議案第37号「厚岸町教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理

●管理課長 由と内容について、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案書 9 ページをお開き願います。

初めに、議案第36号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教育委員会事務決裁規程は、教育長の権限に属する事務について決裁権限を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務の決定の適正化に資するとともに、事務の能率的な処理を図ることを目的に規程されています。

町では、本年 6 月 1 日付けで、町公式 SNS の運用の明確化を図るため、新たに「厚岸町公式 SNS の運用方針」を制定し、これに併せて町公式 SNS による投稿についても、町の広報等の記事掲載に準じて公文書として事務決裁事項を整理した上で運用することとなり、それに伴い、厚岸町事務決裁規程の一部を改正し、規定中の別表に町の公式 SNS に関する情報発信や町公式 SNS の原稿作成を加えるために必要な整理を行う訓令を制定する予定であります。

今回の一部改正は、町の決裁規程に合わせ、厚岸町教育委員会事務決裁規程で決裁事項を定める第 3 条関係の別表第 1 「共通 決裁事項の 1 の庶務に関する事項」の第14号を改め、第14号の次に 1 号加えるため、本規程を改正する訓令を制定するものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしております、議案第36号説明資料「新旧対照表」でご説明いたします。

別表第 1 第 1 項の表中、第14号の項目「教育委員会ホー

●管理課長 ムページ及び町広報誌の原稿作成に関すること」について、「教育委員会ホームページ及び公式ＳＮＳの情報配信に関すること」に改め、合議先を削り、第42号を第43号とし、第15号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、第14次の次として、事項に「町広報誌、ホームページ及び公式ＳＮＳの原稿作成に関すること。」、決裁者に「課長」、合議先を「町長部局（総務課長）」とし、教育委員会の情報発信と町の広報誌、ホームページ及び公式ＳＮＳの原稿作成に分けるものであります。

議案書9ページにお戻りください。

附則であります。

この訓令は、令和8年6月1日から施行するものであります。

次に、議案第37号「厚岸町教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教育委員会文書管理規程は、厚岸町教育委員会が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に規定されています。

先ほどご説明いたしました議案第36号「事務決裁規程の一部を改正する訓令について」でご説明したとおり、決裁事項にＳＮＳでの情報発信に関することを加えることなどについてご説明したところでありますが、

文書管理規程の起案用紙の要領を定める別記第1において、「取扱い上注意事項等」の欄に表示を要するもので、ホームページ掲載時の決裁と同様に、ＳＮＳに掲載を要するものにおいても、表示した方が運用上望ましいと判断

●管理課長 し、本規程を改正する訓令を制定するものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしております、議案第37号説明資料「新旧対照表」でご説明いたします。

別記第1第8項の表中、事案の区分欄「ホームページに掲載を要するもの」、表示欄「ホームページ掲載」の次の行に、事案の区分欄「SNSに掲載を要するもの」、表示欄「SNS掲載」を加える改正であります。

議案書11ページにお戻りください。

附則であります。

この訓令は、令和8年6月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第36号及び議案第37号の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。これから質疑を行います。

●田辺委員 議案第36号の事務決裁規定で第14号と第15号をふたつに分けているのは、あえて別な項立てにしているんですよね。

14は、教育委員会が持つホームページやSNSで15については、町の広報誌やホームページ、SNSのための規定で、そのため、合議が必要とのことでふたつに分けていることでよろしいですか。

●管理課長 田辺委員仰るとおりであります。ご説明をさせていただきます。第14号につきましては、教育委員会のホームページや各所属でSNSを持っているのですが、その情報発信に必要な決裁になります。第15号については、町の広報や公式ホームページ、公式のSNSを利用して教育委員会の情報を流す場合の規定ということになります。

●田辺委員 わかりました。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第10、議案第38号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました議案第38号、「議会の議決を得なければならない事件の申出について」、提案内容を説明申し上げます。

令和8年度教育情報端末整備事業による教育情報端末の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

●管理課長 又は処分に関する条例第3条の規定により、本年6月開会の第2回厚岸町議会定例会において、財産の取得について議案を提出するため、本委員会に提案するものであります。

今回提案しております財産の取得につきましては、令和2年度に国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒等へ1人1台の教育情報端末としてタブレット端末を導入を行ったところではありますが、老朽化した教育情報端末の更新を行うことにより、学習環境の高度化に対応し、安全で安定したICT学習環境を維持するために整備を行うもので、

令和8年第2回教育委員会において、令和8年度厚岸町一般会計予算で議決いただきました、教育情報端末整備事業による教育情報端末の取得であります。

次に、この財産の取得方法についてご説明申し上げます。

この財産の取得に当たりましては、文部科学省の補助を活用する場合には、都道府県単位での会議の設置運営が必須になっており、北海道教育委員会と道内市町村教育委員会が共同で設置した北海道公立学校情報機器整備共同調達会議において、一般競争入札を実施し、落札業者として決定した事業者と町が随意契約を交わすものであります。

それでは、議案書の12ページをお開きください。

内容についてご説明申し上げます。

始めに、1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、教育情報端末539台であり、その構成は議案書13ページの参考のとおりとなっております。

●管理課長 3の取得価格は、金30,593,640円で取得しようとするものであります。

4の契約の相手方は、札幌市中央区南1条西3丁目2番地

大丸株式会社でございます。次ページをご覧ください。

参考としまして、1の教育情報端末の仕様についてありますが、左から区分、品名・規格等、数量を示しております。

教育情報端末として、i P a d (A 1 6)、128 G B、11インチ、W i - F iモデル、キーボード付き本体カバー、539台であります。

2の納入期日は、令和9年3月31日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は「議会の議決を得なければならない事件の申出について」であります。

これから質疑を行います。

●田辺委員 所得金額が約3,000万円に対して、国の補助はどれくらいになりますか。

●管理課長 全体としては、539台ですので、教職員用として100台、児童生徒分が439台となります。この439台の児童生徒分に対して、国の補助がありますが、1台あたり3万6,000円になります。計算上ですと、1,580万4,000円。これに加えてへき地分として31台予定しておりますが、1,100円となり、1,100円かける31台ということで、3万4,100円となり

●教育長 ますので、合わせて1,583万8,100円と見込んでおります。
割合としては63パーセント程度ということになります。
ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第8回教育委員会を閉会します。